

京都市告示第 305 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 10 月 30 日

京都市長 門川大作

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 平成 21 年 11 月 2 日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
367号	左京区上高野水車町1番地の1地先から	旧	メートル 473.70	メートル 5.90 ~ 13.95
	同区八瀬野瀬町53番地地先まで	新	473.00	9.80 ~ 20.00

(建設局土木管理部道路明示課)